

あきる野市立小・中学校空調設備更新及び照明器具LED化業務委託（債務負担行為）に係るプロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 目的

小学校（2校）で使用している空調機器は、耐用年数を超過し、各所に不具合及び故障が発生している。一部の機器はA重油を主な燃料としていることから、二酸化炭素の排出抑制等、持続可能な社会の実現に向けて環境に配慮するとともに、児童・生徒に快適な学習環境を整備するため、空調設備の更新を行う。

また、小学校10校、中学校6校で約10,000台の照明器具を使用しているが、環境負荷の低減、並びに本市の光熱水費の効果的な削減を図るため、既存の照明器具のLED化を行う。

本プロポーザルは、民間事業者のノウハウ、資金、技術力を活用して上記の目的に合致する提案を募集し、本市にとって最適な事業計画を選定するものである。

審査の結果、最も優れた提案を行った事業者は、本市と契約の締結に向け仕様等の協議を行い、合意に至った場合、本業務に係る契約を締結し、本業務を実施するものとする。

(2) 件名

あきる野市立小・中学校空調設備更新及び照明器具LED化業務委託（債務負担行為）

(3) 事業内容

ア 空調設備更新

(ア) 小学校2校における空調に関わる設備

(イ) (ア)に伴う諸工事

イ 照明器具LED化

小学校及び中学校16校（校舎、体育館及び校庭）における照明器具のLED化

ウ その他

詳細は、仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和17年9月30日まで

なお、委託料の支払期間は、令和7年10月1日から令和17年9月30日までとする。

(5) 履行場所

あきる野市立東秋留小学校外15校（別紙1のとおり）

(6) 契約方法

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型ESCO事業）

(7) 提案限度額（予算）

598,488,000円（消費税及び地方消費税含む。）

当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続を行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

この金額は履行期間のあきる野市立小・中学校空調設備更新及び照明器具LED化業務委託料の総額であり、年度ごとに下記支払内訳の委託料を支払う。

また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

加えて、提案限度額には、当該事業に係る全ての経費を含むものとし、後述する見積書を提出する際は、上記提案限度額を超えてはならない。提案限度額を超えた提案は、無効とする。

支払内訳（予定）

令和7年度	29,924,400円
令和8～16年度	59,848,800円
令和17年度	29,924,400円

2 実施形式（プロポーザルの方法）

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

(1) 参加資格要件について

参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。ただし、参加資格審査後に、いずれかの要件に該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。（グループの場合は、事業役割を担う代表者が登録されていること。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。

エ 令和6年6月5日（水）から8月21日（水）までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等

排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

オ 本業務を実施する能力を有する単独事業者又はグループであること。

カ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定するとともに、構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にできること。

キ 本プロポーザルに係る提案書及びプレゼンテーション等について、本要領に定める日時に提出又は出席が可能であること。

ク 設計役割を担う者は、次のいずれかの資格を有する者に本業務の設計を担当させられること。

（ア） 建築設備士の資格を有し、設備工事の設計業務に5年以上の経験を有する者

（イ） 設備設計一級建築士の資格を有する者

（ウ） 設備工事の設計業務に10年以上の経験を有する者

ケ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であって、本業務に関わる工事を適切に施工するため、責任者として建設業法に基づく監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を選任できること。

コ 業務役割を担う者は、令和6年6月5日までに国又は地方自治体とESCO事業の契約及び実施実績があること。

サ 各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には、補償措置を講じることができる者であること。

シ 省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。

（2） 参加者の役割について

参加者は、次の役割を全て担うものとする。

ア 事業役割 本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、本業務遂行の責を負うこと。この場合において、削減量（削減補償額）が達成できない場合には、補償措置を講じることができる者であること。

イ 設計役割 設計・計画・監理に関する業務を実施すること。

ウ 施工役割 施工に関する業務を全て実施すること。

エ その他役割 上記ア～ウ以外の維持管理、金融、対象設備の調達、既存の空調機器、削減効果の計測・検証及び照明設備の設置状況の把握などの本業務の遂行に必要な業務を実施すること。

4 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項目	日程
公示（案件・実施要領等の公表）	令和6年6月 5日（水）
参加申込書の提出期限	令和6年6月14日（金）午後4時まで
現地確認希望申出	令和6年6月 5日（水）～6月14日（金）
参加資格審査結果通知	令和6年6月19日（水）
現地確認	令和6年6月20日（木）～7月11日（木）
質問の受付期限	令和6年7月12日（金）午後4時まで
質問に対する回答予定日	令和6年7月22日（月）
提案書等の提出期限	令和6年8月 2日（金）午後4時まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和6年8月21日（水）
審査結果の通知（発送）	令和6年8月下旬（予定）
審査結果の公表	受託候補者として特定した者との契約締結後

5 実施要領等の公表

（1） 公表日

令和6年6月5日（水）

（2） 公表場所

本市ホームページ ホーム＞産業・事業者＞契約情報＞入札情報

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/category/4-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

6 申込方法等

（1） 提出書類及び提出部数

提出書類	部数	備考
① 参加申込書（様式第1号）	正本1部 副本1部	
② 法人登記事項証明書（写し）	2部	
③ グループ構成表（様式1-1号）	正本1部 副本8部	※各様式に記載のある備考、注記参照
④ ESCO関連事業実績一覧表 （様式1-2号）	正本1部 副本8部	〃
⑤ 事業者概要（様式1-3号）	正本1部 副本8部	〃

⑥ 各役割の責任者業務実績表 (様式 1-4 号)	正本 1 部 副本 8 部	〃
------------------------------	------------------	---

(2) 提出先及び提出方法

「17 本プロポーザルに係る問合せ先」へ持参又は郵送（必着）をすること。

※持参する場合、提出日時を事前に連絡すること。受付は、平日午前10時から12時まで及び午後1時から4時までとする。

(3) 提出期限

令和6年6月14日（金）午後4時まで

(4) 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果については、令和6年6月19日（水）に参加資格審査結果通知書（様式第2号）により、参加希望者に通知する。（令和6年6月19日（水）にメールで通知予定）

7 配布資料

次の各号に掲げる資料を、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書と合わせて送付する。

(1) 既存照明器具の仕様、数量

※本資料は参考とする。記載内容が現地と異なる場合は、現地の仕様・数量を優先すること。

(2) 電気料金の契約単価（令和6年度及び7年度分）

(3) 照明器具の使用時間

(4) 年間電力使用量及び電気料金、一の谷小学校水道使用量及び水道料金（令和5年度分）

(5) 一の谷小学校空調設備の使用時間及びA重油使用量・単価（令和5年度分）

(6) 各校の校内見取り図

8 辞退届

参加申込書（様式第1号）を提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかの方法で、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）を速やかに提出すること。

9 質問票の提出及び回答予定日

提案書の作成に当たっての質問は、参加申込書（様式第1号）を提出した者が行うことができる。本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式第4号）に記載し、次のとおり提出すること。なお、質問に対する回答は、令和6年7月22日（月）までに電子メールにより行う。

(1) 受付期限 令和6年7月12日（金）午後4時まで

(2) 提出先 「17 本プロポーザルに係る問合せ先」

(3) 提出方法 電子メール

10 現地確認

参加申込書（様式第1号）を提出した者が現地確認を希望する場合は、次の期間に「17 本プロポーザルに係る問合せ先」へ申し出ること。

なお、現地確認時において、使用中の教室については立ち入ることはできない。

現地確認希望申出期間 令和6年6月5日（水）～6月14日（金）

11 提出書類の作成及び提出

資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者（以下「提案者」という。）から、次のとおり提案書及び見積書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

種類	備考
ア 提案書	<ul style="list-style-type: none">・提案者の様式によること。ただし、サイズは「(5) 提案書類の作成要領」によること。・仕様書に基づき、本事業における実施内容を提案すること。・提出する提案は1案とし、提出後の追加及び変更はしないこと。
イ 見積書	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度から令和17年度までの金額を見積もること。 (総額及び各年度毎の内訳)・税抜・税込の金額を明記すること。・提案者の様式によること。ただし、サイズはA4判とする。・提案書の内容と金額が一致すること。 (有効期限は、契約を締結する日までとする。)・「7 配布資料」を参照して見積もりをすること。

(2) 提出部数

ア 提案書 正本1部+副本8部

イ 見積書 正本1部+副本8部

(3) 提出先及び提出方法

「17 本プロポーザルに係る問合せ先」へ持参又は郵送（必着）をすること。

※持参する場合、提出日時を事前に連絡すること。受付は、平日午前10時から12時まで及び午後1時から4時までとする。

(4) 提出期限

令和6年8月2日（金）午後4時まで（厳守）

(5) 提案書の作成要領

ア 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとすること。なお、フォントは原則としてMS明朝体11ポイントで統一すること。

イ 提案書には次の各号に挙げる内容を記載した表紙をつけること。

(ア) 提案書名称

(例)「あきる野市立小・中学校空調設備更新及び照明器具LED化業務委託(債務負担行為)提案書」

(イ) 提出年月日

(ウ) 提案要請番号(記載場所は表紙下部右端とする。)

※上記番号は参加資格審査結果通知書(様式第2号)の送付時に通知する。

ウ 提案書本文の各ページ下部中央には、通し番号を記載すること。

エ 提案書のサイズはA4判とすること。A4判以外の様式を使用する場合は、A4判サイズに折り込むこと。

オ 提案書の総ページ数は、表紙を除いて14ページ以下とすること。(別図は含めない。)

カ 提案書には、提案者を特定することができる内容(具体的な提案者名や実績の名称等)を記載しないこと。

1.2 審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施

提案書等の提出書類に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 日時 令和6年8月21日(水) 参加者ごとの集合時間等は、追って通知する。

(2) 場所 あきる野市役所庁舎内を予定

(3) 人数 5名以内

(4) 時間 審査前後の準備作業を含めて、1事業者につき、35分程度。

(説明20分以内、質疑15分程度)

(5) 方法 提案者独自の方法で行う。プロジェクターの使用も可とする。

(6) 設備 プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンを使用しない場合には、プレゼンテーション及びヒアリング開催日の前日までに教育総務課教育施設係に連絡すること。

(7) その他 プロポーザル参加者が5者以上いる場合は、審査委員会で企画提案を書類審査し、適当と認められる者を4者程度選定して、審査への出席を要請する。

書類審査の結果及び非選定の理由は、令和6年8月9日(金)までに文書を発送し通知する。

1.3 審査方法、結果の通知及び公表

(1) 審査者

提案の審査を厳正かつ公平に行うため、あきる野市立小・中学校空調設備更新及び照明器具LED化業務委託（債務負担行為）プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

次に定める評価基準（評価項目、視点及び配点）に基づき、提案内容（プレゼンテーション・ヒアリングにおける説明等を含む。）を評価し、採点する。審査の結果、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。なお、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は価格の低い方を上位とし、価格も同額の場合はくじ引きとする。

(3) 審査基準

次の審査基準に従い、評価、採点する。

審査基準

評価項目		視点	配点
技術点			
総合	事業実績等	提案者の事業実績 本事業担当者の能力・実績	20
設計	更新設備等	空調設備更新及び照明器具LED化の特徴等	40
施工	安全性	施工時の安全管理に関する考え方	15
	品質	品質管理に関する考え方	15
	施工計画・工程等	施工計画・工程管理等に関する考え方	15
	市内事業者	市内事業者の活用 本市地域経済への貢献度	20
維持管理	保障・維持管理	更新設備等の保障と維持管理に関する考え方	15
	修繕等	事業開始後の維持管理体制	15
環境	環境負荷低減 省エネ 効果検証	環境負荷低減、省エネ化に配慮した設備等の選定 1次エネルギー・CO ₂ の削減率 検証方式等の考え方	20
	廃棄等	既存設備の撤去処分計画	10

価格点		
委託料（サービス料）	安価かつ積算根拠の妥当性	20
削減保証額	本市利益の最大化	20

(4) 審査結果の通知及び公表

プロポーザル参加者全員に対し、審査委員会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）をあきる野市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

1.4 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 「3（1）参加資格要件について」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があったとき。
- (4) 「1.2（7）その他」の場合において、非選定の通知を受けたとき。

1.5 契約の締結

(1) 契約の手順

契約の締結に当たっては、受託候補者の特定後、速やかに随意契約の手続を行い、契約を締結する。仕様書の内容については提案された内容を基本とするが、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

(2) 契約の概要

事業者が遂行すべき工事、維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法などを定める。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記する。

(3) 契約締結前に事業の継続が困難となった場合における措置

ア 本事業提案書と事業計画書の内容が大きく乖離した場合など、契約交渉順位第1位の事業者の責により契約できない場合は、本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。

イ 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、本市と協議の上で合意した金額を請求できるものとする。

1.6 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提案書は1者1提案までとし、提出期限以降における提出書類（提案書等）の修正及び変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、あきる野市が承諾したときは、この限りでない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は、行わないものとする。
- (5) 提出された提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結完了後の公開とする。
- (6) 本プロポーザルにグループで参加した場合、当該グループの構成員は他の参加者の構成員になることはできない。
- (7) 参加者が提出書類作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、使用することはできない。また、市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) その他、本実施要領に定めることその他、本プロポーザルの実施に当たり必要な事項が生じた場合には、参加表明者に通知する。

1.7 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市 教育部 教育総務課 教育施設係

所在地：〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電話番号：042-558-1196（直通）

FAX番号：042-558-1179

メールアドレス：060801@akiruno-info.tokyo.jp